

■「こどもみらい住宅支援事業の内容について」の変更点について

別添2

変更時点	該当ページ	修正前	修正後
2021.12.2	2 他	子育て世帯・若者夫婦世帯	子育て世帯又は若者夫婦世帯
2021.12.2	2	※1 子育て世帯とは、18歳未満の子を有する世帯。 ※2 若者夫婦世帯とは、いずれかが39歳以下の世帯。	※1 子育て世帯とは、申請時点において、18歳未満の子(年齢は令和3年4月1日時点。すなわち平成15(2003)年4月2日以降出生)を有する世帯。 ※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが39歳以下(年齢は令和3年4月1日時点。すなわち昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯。
2021.12.2	8	その他の世帯	その他の世帯※5 (中略) ※5 法人を含む
2021.12.27	2	※1 子育て世帯とは、申請時点において、18歳未満の子(年齢は令和3年4月1日時点。すなわち平成15(2003)年4月2日以降出生)を有する世帯。 ※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、いずれかが39歳以下(年齢は令和3年4月1日時点。すなわち昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯。	※1 子育て世帯とは、申請時点において、子(令和3年4月1日時点で18歳未満。すなわち平成15(2003)年4月2日以降出生の子)を有する世帯。 ※2 若者夫婦世帯とは、申請時点において夫婦であり、令和3年4月1日時点でいずれかが39歳以下(すなわち昭和56(1981)年4月2日以降出生)の世帯。
2021.12.27	5	※ 同一の方が、自ら居住する住宅であることを要件としている申請を複数回行うことはできません。ただし、同一の住宅について、(3)に掲げる性能等を満たすリフォームを複数回行う場合、(3)のタイプ内に限り複数回の申請を行うことが可能です。	※ 同一の方が、自ら居住する住宅であることを要件としている申請を複数回行うことはできません。また、同一の方を子育て世帯又は若者夫婦世帯の世帯の一員とした申請を複数回行うこともできません。ただし、同一の住宅について、(3)に掲げる性能等を満たすリフォームを複数回行う場合、(3)のタイプ内に限り複数回の申請を行うことが可能です。
2021.12.27	9	※5 法人を含む	※5 法人、管理組合を含む
2021.12.27	13	本事業は、新築住宅の建築事業者または販売事業者、およびリフォーム工場の工事施工者(以下、「住宅事業者」という。)が、新築住宅の建築主または購入者(以下、「住宅取得者」という。)およびリフォーム工場の発注者(以下、「工事発注者」)。住宅取得者と併せて「住宅取得者等」という。)の委託を受けて補助事業者となり、補助金の申請および交付を受けるものです。	本事業は、新築住宅の工事施工業者または販売事業者、およびリフォーム工場の工事施工業者(以下、「住宅事業者」という。)が、新築住宅の建築主または購入者(以下、「住宅取得者」という。)およびリフォーム工場の発注者(以下、「工事発注者」)。住宅取得者と併せて「住宅取得者等」という。)の委託を受けて補助事業者となり、補助金の申請および交付を受けるものです。
2021.12.27	13	<p>※1 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に対象住宅の着工が可能となる。契約は事業者登録の前でも可。 ※2 補助額以上の出来高がある場合に交付申請。 ※3 リフォームについては、原則として完成・引渡し後に交付申請を行うこととする。</p>	<p>※1 事業者登録の時点で対象住宅の特定は不要。事業者登録後に対象住宅の着工が可能となる。契約は事業者登録の前でも可。 ※2 補助額以上の出来高がある場合に交付申請 ※3 リフォームについては完成・引渡し後に交付申請を行うこととする。</p>
2021.12.27	13	3. 申請者(補助事業者)	2. 申請者(補助事業者)
2021.12.27	14		<p>○共同実施規約について 原則として工事請負契約や売買契約の締結時に、補助事業者と共同事業者との間で補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め(共同事業実施規約)を締結し、交付申請時に提出する必要があります。</p> <p>・規約の主な内容(事務局からひな形を提示予定) ①必要な証明書類の提出など、協力して補助事業を実施すること。 ②補助金の受取方法(工事代金に充当又は補助事業者が一旦受領して住宅事業者等に引渡し)。 ③補助事業実施上の遵守事項を遵守すること。</p>
2021.12.27	14	4. 事業者登録 期間 : 令和4年1月中旬～遅くとも令和4年10月31日(予定)	3. 事業者登録期間 期間 : 令和4年1月11日～遅くとも令和4年9月30日(予定) 登録は事業者単位(1事業者(法人又は個人事業主)で複数登録は不可。

2021.12.27	14		<p>【登録時に必要な主な事項】(予定)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業タイプ</td> <td colspan="2">新築</td> <td>リフォーム</td> </tr> <tr> <td></td> <td>注文住宅</td> <td>分譲住宅</td> <td></td> </tr> <tr> <td>事業者情報</td> <td colspan="3">法人：法人名称、法人番号／(必要書類)法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明</td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="3">個人：屋号、個人事業主の氏名／(必要書類)事業主の印鑑証明</td> </tr> <tr> <td>事業内容</td> <td colspan="3">・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)</td> </tr> <tr> <td>事業免許等</td> <td>建設業許可 (許可業者の場合)</td> <td>宅地建物取引業免許 (必須)</td> <td>建設業許可/ 住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)</td> </tr> </table>	事業タイプ	新築		リフォーム		注文住宅	分譲住宅		事業者情報	法人：法人名称、法人番号／(必要書類)法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明				個人：屋号、個人事業主の氏名／(必要書類)事業主の印鑑証明			事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)			事業免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可/ 住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)					
事業タイプ	新築		リフォーム																													
	注文住宅	分譲住宅																														
事業者情報	法人：法人名称、法人番号／(必要書類)法人登記の登記事項証明書・法人の印鑑証明																															
	個人：屋号、個人事業主の氏名／(必要書類)事業主の印鑑証明																															
事業内容	・実施予定の補助事業の内容(注文住宅/分譲住宅/リフォーム(複数選択可)) ・受注可能エリア(都道府県を選択)																															
事業免許等	建設業許可 (許可業者の場合)	宅地建物取引業免許 (必須)	建設業許可/ 住宅リフォーム事業者団体登録 (許可業者/登録団体の構成員の場合)																													
2021.12.27	14		<p>※ 事業者登録日以降、着工したものが補助対象。 ※ 登録した事業者のうち希望する者については、事務局のホームページ上で情報を公開(予定)</p>																													
2021.12.27	14	2. 申請時期 申請は、一定以上の工事の出来高が確認できる時点とし、各申請タイプより異なります。(1)及び(2)については、6.の完了報告期限までに住宅の引渡し、入居の完了についての報告が必要です。	5. 交付申請時期 交付申請は、一定以上の工事の出来高が確認できる時点とし、各申請タイプより異なります。(1)及び(2)については、6.の完了報告期限までに住宅の引渡し、入居の完了についての報告が必要です。																													
2021.12.27	14	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申請時期(工事の出来高)</td> <td colspan="2">申請時期(工事の出来高)</td> </tr> <tr> <td>(1)注文住宅の新築</td> <td>補助額以上の工事の完了後</td> <td>(1)注文住宅の新築</td> <td rowspan="2">補助額以上の工事の完了後</td> </tr> <tr> <td>(2)新築分譲住宅の購入</td> <td>補助額以上の工事の完了後</td> <td>(2)新築分譲住宅の購入</td> </tr> <tr> <td>(3)リフォーム工事</td> <td>すべての工事の完了後</td> <td>(3)リフォーム工事</td> <td>すべての工事の完了後</td> </tr> </table>	申請時期(工事の出来高)		申請時期(工事の出来高)		(1)注文住宅の新築	補助額以上の工事の完了後	(1)注文住宅の新築	補助額以上の工事の完了後	(2)新築分譲住宅の購入	補助額以上の工事の完了後	(2)新築分譲住宅の購入	(3)リフォーム工事	すべての工事の完了後	(3)リフォーム工事	すべての工事の完了後	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">申請時期(工事の出来高)</td> <td colspan="2">申請時期(工事の出来高)</td> </tr> <tr> <td>(1)注文住宅の新築</td> <td rowspan="2">補助額以上の工事の完了後</td> <td>①基礎工事の完了 (杭基礎の場合は杭工事の完了)</td> <td rowspan="2">②建物価額 × 工事出来高(%) ≧戸当たり補助額^① × 住戸数^②</td> </tr> <tr> <td>(2)新築分譲住宅の購入</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(3)リフォーム工事</td> <td>すべての工事の完了後</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	申請時期(工事の出来高)		申請時期(工事の出来高)		(1)注文住宅の新築	補助額以上の工事の完了後	①基礎工事の完了 (杭基礎の場合は杭工事の完了)	②建物価額 × 工事出来高(%) ≧戸当たり補助額 ^① × 住戸数 ^②	(2)新築分譲住宅の購入		(3)リフォーム工事	すべての工事の完了後		
申請時期(工事の出来高)		申請時期(工事の出来高)																														
(1)注文住宅の新築	補助額以上の工事の完了後	(1)注文住宅の新築	補助額以上の工事の完了後																													
(2)新築分譲住宅の購入	補助額以上の工事の完了後	(2)新築分譲住宅の購入																														
(3)リフォーム工事	すべての工事の完了後	(3)リフォーム工事	すべての工事の完了後																													
申請時期(工事の出来高)		申請時期(工事の出来高)																														
(1)注文住宅の新築	補助額以上の工事の完了後	①基礎工事の完了 (杭基礎の場合は杭工事の完了)	②建物価額 × 工事出来高(%) ≧戸当たり補助額 ^① × 住戸数 ^②																													
(2)新築分譲住宅の購入																																
(3)リフォーム工事	すべての工事の完了後																															
2021.12.27	14		<p>※ (1)(2)のいずれの場合も①②のどちらかを満たす場合に補助額以上の工事が完了しているとみなします。 ※1 省エネ性能等に応じて60~100万円 ※2 戸建住宅:1戸、共同住宅:当該住宅の全住戸数(申請しない住戸を含む。)</p>																													
2021.12.27	15	5. 申請期間 令和4年3月頃~遅くとも令和4年10月31日(予定) ※ 申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。 ※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、申請日が当該締め切り日に近い申請について、Ⅲに示す補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。 ※ 申請に必要な提出書類については、「V. 提出書類」をご確認ください。	5. 交付申請期間 令和4年3月頃~遅くとも令和4年10月31日(予定) ※ 交付申請の締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。 ※ 予算の執行状況に応じて申請を締め切る場合、交付申請日が当該締め切り日に近い交付申請について、Ⅲに示す補助額から減じて、補助金を支払う場合があります。 ※ 交付申請に必要な提出書類については、「V. 提出書類」をご確認ください。																													
2021.12.27	15		<p>○予約申請について(任意) 以下の期間は、工事着工後に補助金の予約申請が可能です。予約によって補助金が一定期間確保されます。 令和4年3月頃~遅くとも令和4年9月30日(予定) ※ 予約申請後3ヶ月以内に交付申請が無かった場合、その予約は取り消されます。 ※ 予約の完了はあくまでも着工から交付申請までの期間に予算の確保をするためだけのものであり、交付申請可能な期間に交付申請を行って交付決定されない限り、補助金交付は確定されません。</p>																													
2021.12.27	15		7. 補助金の還元 補助金交付を受けた補助事業者は補助金を住宅取得者等に対して全額還元する必要があります。還元方法は、共同事業実施規約にて交付申請時に合意されているものに基づいた方法で行う必要があります。																													
2021.12.27	16	提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。 必要書類や提出方法は、今後選定される事務局が別に定める交付規程、マニュアル等を必ずご確認ください。	提出書類は、現時点で想定している内容であり、今後変更となる場合があります。 必要書類や提出方法は、事務局が別に定める交付規程、マニュアル等を必ずご確認ください。																													
2021.12.27	16	1. 事業者登録 補助事業のタイプによらず、事業者登録に提出が必要な書類は、次のAおよびB又はCいずれかの書類を予定しています。 【必須】 A. こどもみらい住宅支援事業登録申請書(指定の様式) ※要代表者印 【追加】 ＜法人の場合＞ B. 商業法人登記の写し(発行から3か月以内で、現在事項が確認できるもの) ＜個人事業主の場合＞ C. 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの)	1. 事業者登録 補助事業のタイプによらず、事業者登録に提出が必要な書類は、次のAおよびB(法人の場合は、A~C)の書類を予定しています。 【必須】 A. こどもみらい住宅支援事業登録申請書(指定の様式) ※印鑑証明書に登録された実印が押印されていること B. 印鑑証明書(発行から3か月以内のもの) 【追加】 ＜法人の場合＞ C. 商業法人登記の写し(発行から3か月以内で、現在事項が確認できるもの)																													

2021.12.27	16	<p>(1)注文住宅の新築</p> <p>① 申請 注文住宅の新築で申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Gのすべての書類です。 【必須】 A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式) B. 工事請負契約書の写し C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し D. 工事施工者が発行する工事計画書(指定の様式) E. 出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む) F. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等) G. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し ※1 別紙8参照。</p>	<p>(1)注文住宅の新築</p> <p>① 交付申請 注文住宅の新築で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Fのすべての書類です。 【必須】 A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式) B. 工事請負契約書の写し★ C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★ D. 建築士が発行する出来高確認書(指定の様式。工事写真を含む) E. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)★ F. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し★※2 ★ 予約申請に必須とされるもの。 ※1 別紙8参照。 ※2 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書」等の写しが必要。</p>
2021.12.27	16	<p>② 完了報告 完了報告を行う際に提出が必要な書類は、次のA～C(共同住宅の場合は、A～D)のすべての書類です。 A. 建築基準法に基づく「検査済証」の写し B. 工事施工者が発行する工事証明書(指定の様式) C. (補助対象住宅への入居が確認できる)住宅取得者の住民票の写し D. 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(原本)(所有権保存登記されているもの)【共同住宅のみ】※3 ※2 住戸の延べ面積が50㎡以上であることを確認するために使用します。</p>	<p>② 完了報告 完了報告を行う際に提出が必要な書類は、次のA～B(共同住宅の場合は、A～C)のすべての書類です。 A. 建築基準法に基づく「検査済証」の写し B. (補助対象住宅への入居が確認できる)住宅取得者の住民票の写し C. 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(原本)(所有権保存登記されているもの)【共同住宅のみ】※3 ※3 住戸の延べ面積が50㎡以上であることを確認するために使用します。</p>
2021.12.27	17	<p>(2)新築分譲住宅の購入</p> <p>① 申請 新築分譲住宅の購入で申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Gのすべての書類です。 【必須】 A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式) B. 不動産売買契約書の写し C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し D. 販売事業者が発行する販売計画書(指定の様式) E. 出来高確認書(指定の様式、工事写真を含む) F. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票の写し等) G. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し ※1 別紙8参照。</p>	<p>(2)新築分譲住宅の購入</p> <p>① 交付申請 新築分譲住宅の購入で交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Fのすべての書類です。 【必須】 A. 本補助金の利用について住宅取得者が同意する共同事業実施規約(指定の書式) B. 不動産売買契約書の写し★ C. 建築基準法に基づく「確認済証」の写し★ D. 建築士が発行する出来高確認書(指定の様式、工事写真を含む) E. 住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票の写し等)★ F. 本事業の対象であることを証明する住宅証明書等※1の写し★※2 ★ 予約申請に必須とされるもの。 ※1 別紙8参照。 ※2 予約申請時には「発行受付書」等の提出も可能だが、交付申請時に必ず「住宅の性能等を証明する対象住宅証明書」等の写しが必要。</p>
2021.12.27	17	<p>② 完了報告 完了報告を行う際に提出が必要な書類は、次のA～C(共同住宅の場合は、A～D)のすべての書類です。 A. 建築基準法に基づく「検査済証」の写し B. 販売事業者が発行する販売証明書(指定の様式) C. (補助対象住宅への入居が確認できる)住宅取得者の住民票(世帯票)の写し D. 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(原本)(所有権保存登記されているもの)【共同住宅のみ】※3 ※2 住戸の延べ面積が50㎡以上であることを確認するために使用します。</p>	<p>② 完了報告 完了報告を行う際に提出が必要な書類は、次のA～B(共同住宅の場合は、A～C)のすべての書類です。 A. 建築基準法に基づく「検査済証」の写し B. (補助対象住宅への入居が確認できる)住宅取得者の住民票(世帯票)の写し C. 不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本(原本)(所有権保存登記されているもの)【共同住宅のみ】※3 ※3 住戸の延べ面積が50㎡以上であることを確認するために使用します。</p>
2021.12.27	17	<p>(3)リフォーム</p> <p>① 申請 リフォームで、申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Eのすべての書類に加え、リフォームを行う世帯の属性及び既存住宅購入の有無に応じたF～Jの書類です。 【必須】 A. 本補助金の利用について所有者等が同意する共同事業実施規約(指定の書式) B. 工事請負契約書の写し C. 工事施工者が発行するリフォーム工事証明書(指定の様式) D. 工事発注者の本人確認書類(個人:住民票の写し、運転免許証の写し等、法人:商業法人登記の写し等) E. 対象工事内容に応じた性能を証明する書類※1 ※1 別紙9参照。</p>	<p>(3)リフォーム</p> <p>① 交付申請 リフォームで、交付申請を行う際に提出が必要な書類は、次のA～Eのすべての書類に加え、リフォームを行う世帯の属性及び既存住宅購入の有無に応じたF～Jの書類です。 【必須】 A. 本補助金の利用について工事発注者が同意する共同事業実施規約(指定の書式) B. 工事請負契約書の写し★ C. 工事発注者の本人確認書類(個人:住民票の写し、運転免許証の写し等、法人:商業法人登記の写し等)★ D. 対象工事内容に応じた性能を証明する書類※1 E. 工事着手したことがわかる写真★(予約申請時のみ) ※1 別紙9参照。</p>

2021.12.27	17	<p>【追加】 <工事発注者が子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当する場合> F. (申請時点において)住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)</p> <p><既存住宅購入を伴う場合> G. 不動産売買契約書の写し H. 不動産登記の全部事項証明書 I. 工事発注者の住民票の写し J. 【子育て世帯又は若者夫婦世帯以外の世帯で安心R住宅を購入した場合】安心R住宅調査報告書の写し</p>	<p>【追加】 <工事発注者が子育て世帯又は若者夫婦世帯に該当する場合> F. (申請時点において)住宅取得者の本人確認および家族構成を確認する書類(住民票(世帯票)の写し等)★</p> <p><既存住宅購入を伴う場合> G. 不動産売買契約書の写し★ H. 不動産登記の全部事項証明書★ I. 工事発注者の住民票の写し J. 【子育て世帯又は若者夫婦世帯以外の世帯で安心R住宅を購入した場合】安心R住宅調査報告書の写し★ ★ 予約申請時に必須とされるもの</p>																
2021.12.27	18	<p>3. 提出先 書類の提出を含めた申請手続きは、今後選定される事務局に対して、申請者がオンラインで行うものとします。詳細については、今後選定される事務局が公表する予定のマニュアルをご確認ください。</p>	<p>3. 提出先 書類の提出を含めた申請手続きは、事務局に対して、申請者がオンラインで行うものとします。詳細については、事務局が公表する予定のマニュアルをご確認ください。</p>																
2021.12.27	19	<p>VI. 問い合わせ先 今後選定する事務局において、専用のコールセンターを開設する予定です。それまでの期間は、以下において問い合わせをお受けします。</p> <p>こどもみらい住宅支援事業 お問合せ窓口 電話番号 03-6732-8830 ※通話料がかかります 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日を含む。)</p>	<p>VI. 問い合わせ先 こどもみらい住宅支援事業 お問合せ窓口 電話番号 03-6732-8830 ※通話料がかかります 受付時間 9:00~17:00 (土、日、祝日を含む。)</p> <p>上記は令和4年1月10日までの暫定窓口であり、以後は事務局において専用のコールセンターを開設する予定です。</p>																
2021.12.27	19	<p>VII. 今後の予定 ・制度WEB動画公開 :令和3年12月中旬 ・対象となる建材・設備の公募※1 :令和3年12月下旬~遅くとも令和4年10月31日(予定)※2 ・事務局ホームページ及びコールセンターの開設 :令和4年1月中旬 ・事業者登録 :令和4年1月中旬~遅くとも令和4年10月31日(予定)※2 ・登録事業者の公開 :事業者登録後随時 ・申請期間 :令和4年3月頃~遅くとも令和4年10月31日(予定)※2</p> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。</p>	<p>VII. 今後の予定 ・制度説明動画公開 :令和3年12月27日 ・対象となる建材・設備の公募※1 :令和4年1月4日~遅くとも令和4年10月31日(予定)※2 ・事務局ホームページの開設 :令和4年1月4日 ・専用コールセンターの開設 :令和4年1月11日 ・事業者登録 :令和4年1月11日~遅くとも令和4年9月30日(予定)※2 ・登録事業者の公開 :事業者登録後随時 ・予約申請期間 :令和4年3月頃~遅くとも令和4年9月30日(予定)※2 ・交付申請期間 :令和4年3月頃~遅くとも令和4年10月31日(予定)※2</p> <p>※1 審査を終えたものから順次公開されます。 ※2 締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。</p>																
2021.12.27	31	<table border="1"> <tr> <td>ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready 又は ZEH Oriented</td> <td>BELS 評価書 (ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの)</td> <td>BELS 登録機関</td> </tr> </table>	ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready 又は ZEH Oriented	BELS 評価書 (ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの)	BELS 登録機関	<table border="1"> <tr> <td>ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready 又は ZEH Oriented</td> <td>BELS 評価書 (ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの) 設計住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)¹⁾ 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの)²⁾</td> <td>BELS 登録機関 登録住宅性能評価機関 登録住宅性能評価機関</td> </tr> </table>	ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready 又は ZEH Oriented	BELS 評価書 (ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの) 設計住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) ¹⁾ 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) ²⁾	BELS 登録機関 登録住宅性能評価機関 登録住宅性能評価機関										
ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready 又は ZEH Oriented	BELS 評価書 (ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの)	BELS 登録機関																	
ZEH, Nearly ZEH, ZEH Ready 又は ZEH Oriented	BELS 評価書 (ZEH マーク又は ZEH-M マークが表記されたもの) 設計住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) ¹⁾ 建設住宅性能評価書 (断熱等性能等級5かつ一次エネルギー消費量等級6を満たすもの) ²⁾	BELS 登録機関 登録住宅性能評価機関 登録住宅性能評価機関																	
2021.12.27	31	<p>※4 申請の際は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でもよいものとします。 ★ 本事業実施のために新たに定められるものです。詳細は今後公表します。</p>	<p>※4 交付申請の際は、フラット35Sの「設計検査に関する通知書及び設計検査申請書(すべての面)」の添付でもよいものとします。 ※5 令和4年4月1日以降に取得可能となるものです。 ★ 本事業実施のために新たに定められるものです。詳細は今後公表します。</p>																
2021.12.27	31	<p>出来高確認書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象住宅のタイプ</th> <th>確認事項</th> <th>確認書類</th> <th>発行機関^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入</td> <td>補助額以上の工事の完了</td> <td>出来高確認書 (工事写真を含む)★</td> <td>調整中</td> </tr> </tbody> </table>	対象住宅のタイプ	確認事項	確認書類	発行機関 ^{※1}	注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	補助額以上の工事の完了	出来高確認書 (工事写真を含む)★	調整中	<p>出来高確認書</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象住宅のタイプ</th> <th>確認事項</th> <th>確認書類</th> <th>発行機関^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入</td> <td>・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと</td> <td>出来高確認書 (工事写真を含む)★</td> <td>建築士</td> </tr> </tbody> </table>	対象住宅のタイプ	確認事項	確認書類	発行機関 ^{※1}	注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと	出来高確認書 (工事写真を含む)★	建築士
対象住宅のタイプ	確認事項	確認書類	発行機関 ^{※1}																
注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	補助額以上の工事の完了	出来高確認書 (工事写真を含む)★	調整中																
対象住宅のタイプ	確認事項	確認書類	発行機関 ^{※1}																
注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入	・補助額以上の工事の完了 ・対象住宅が土砂災害特別警戒区域内に立地しないこと	出来高確認書 (工事写真を含む)★	建築士																